

亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて

これまでの亜鉛含有量に係る排水基準の枠組み

大阪府環境保全目標

全亜鉛 0.1 mg/L 以下
 適用対象：上水道水源水域、
 BOD 等の生活環境の保全に関する
 類型が A、B、C の河川

新たな全亜鉛に係る環境基準についての類型
 当てはめを行うまでは、本目標を適用

排水基準を定める省令 (根拠：水質汚濁防止法第 3 条第 1 項)

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L

適用対象：1 日当たりの平均的な排水の量が 50 m³
 以上である水質汚濁防止法規制対象事業
 場に係る排水
 (電気めっき施設等の特定施設を設置する事業場が対象)

上乗せ条例 (根拠：法第 3 条第 3 項)

水質汚濁防止法の規制対象となる事業場に対して、大阪府域で
 適用するより厳しい排水規制を規定

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L
 適用対象：1 日当たりの平均的な排水の量が 30 m³以上
 である特定事業場に係る排水

大阪府生活環境の保全等に関する条例

水質汚濁防止法の規制対象とならない事業場のうち、本条例に
 より定める事業場 (届出事業場) に対する排水規制を規定

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L
 適用対象：1 日当たりの平均的な排水の量が 30 m³以上
 である届出事業場に係る排水
 (鉄鋼業、金属製品製造業、機械器具製造業の用に供する
 溶融めっき施設等の届出施設を設置する事業場が対象)

亜鉛をめぐる国の動向

環境基準の設定 (H15.11.5環境省告示第123号)

目的：
 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの
 生育環境の保護

環境基準値：
 生活環境の保全に関する環境基準

水域	類型 ^{注)}	基準値 (年平均値)
河川	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	0.03 mg/L 以下
	生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	0.03 mg/L 以下
海域	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下

適用水域：基準適用には類型当てはめが必要
 大和川は生物 B に指定 (H18.6)
 その他の水域は、今後順次指定を進める。

排水基準を定める省令の改正 (平成18年11月10日環境省令第33号)

水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく排水基準の改定
 亜鉛含有量に係る許容限度 2 mg/L
 ただし、以下に係る事業場については、暫定排水
 基準として 5 mg/L を適用 (5 年間)

金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業 (ソー
 ダ工業等を除く)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第 1 次製
 錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業、建設用・建築用
 金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき
 業、電気めっき業、下水道業 (一定の条件に該当するもの)

新設工場・事業場 平成18年12月11日から適用
 既設工場・事業場 平成19年6月11日から適用

水質汚濁防止法に基づく排水基準の
 改正を受け、水質汚濁防止法第 3 条第 3
 項に基づく上乗せ条例及び大阪府生活
 環境保全条例における亜鉛含有量の排
 水基準の見直しについて検討

注) 河川生物 A：イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域、 河川生物 B：生物 B：コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域、 海域生物 A：水生生物の生息する水域
 生物特 A (特 B)：生物 A (B) の水域のうち、生物 A (B) の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域